

いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

菊池市立旭志中学校

<目次>

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・	1
2 本校の基本方針の内容・・・・・・・・	2
3 いじめの定義・・・・・・・・	2
4 いじめの理解・・・・・・・・	3
5 いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・	4
(1) いじめの防止・・・・・・・・	4
(2) いじめの早期発見・・・・・・・・	5
(3) いじめへの対処・・・・・・・・	5
(4) 家庭と地域との連携について・・・・・・・・	5
(5) 関係機関との連携について・・・・・・・・	5
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために実施する施策・・・・・・・・	6
(1) いじめ問題対策校内委員会・・・・・・・・	6
(2) いじめ問題対策拡大委員会・・・・・・・・	7
(3) 熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連携協議会との連携・・	7
(4) いじめ防止のための取組・・・・・・・・	7
① いじめの防止・・・・・・・・	7
② いじめの早期発見・・・・・・・・	8
③ いじめへの対処・・・・・・・・	8
④ その他の取組・・・・・・・・	9
2 重大事態への対処	
(1) 教育委員会又は学校による調査	
① 重大事態の発生と調査・・・・・・・・	9
ア 重大事態の意味について・・・・・・・・	10
イ 重大事態の報告・・・・・・・・	10
ウ 調査の趣旨及び調査主体について・・・・・・・・	10
エ 調査を行うための組織・・・・・・・・	11
オ 事実関係を明確にするための調査の実施・・・・・・・・	11
② 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・	13
ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任・・	13
イ 調査結果の報告・・・・・・・・	14
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・・・・・	14
① 再調査・・・・・・・・	14
② 再調査の結果を踏まえた措置等・・・・・・・・	14
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針見直しの検討・・・・・・・・	14
2 基本方針策定状況の公表・・・・・・・・	14
3 熊本県教育委員会との連携・・・・・・・・	14

はじめに

いじめは、決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、「誠実・創造・克己」を校訓として「ふるさとを誇りに思い、一人ひとりが輝き、夢の実現に挑戦し続ける生徒の育成」を教育目標としている。

いじめの未然防止は、校内いじめ・不登校対策委員会で、定期的にかつ実情に応じで開催し、未然防止に取り組んでいるところである。これまで、アンケート調査においても、いじめの認知があり、その中には、相手の気持ちに思いを巡らすことができず、安易な気持ちが行動に出てしまったものもあった。

本校のいじめ防止基本方針（以下、本校の基本方針）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という）・熊本県「いじめ防止基本方針」（平成 25 年 12 月策定。以下「県の基本方針」）・菊池市「いじめ防止基本方針」（平成 26 年 3 月策定。以下「市の基本方針」）を踏まえ、本校が菊池市教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべて生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにならなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解することが大切である。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止唐の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

基本方針に沿った対策の実現のためには、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

おって、より実効性の高い取組を維持するため、基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒

や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会を

いかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校・学級でも、どの子どもにでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組（下記）を行う。

- すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す
- 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- 自他の意見の相違が合っても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を養う
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める
- いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、以下のことを行う。

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- 電話相談窓口の周知等により、いじめを訴えやすい体制を整える
- 地域住民、家庭と連携して生徒を見守る

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめられたとされる生徒に対して事情を確認したうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

いじめの解決とは、いじめられた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していく。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭及び地域との連携が必要であり、PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や学校評議員会を活用したり、「心のアンケート」等の調査結果や学校・生徒会等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について地域住民、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするための体制整備に努める。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導

を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を挙げることが困難な場合には、関係機関（教育委員会、子育て支援課、警察、児童相談所、医療機関、山鹿地方法務局等）との適切な連携を行う。そのためにも平素から担当者同士の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

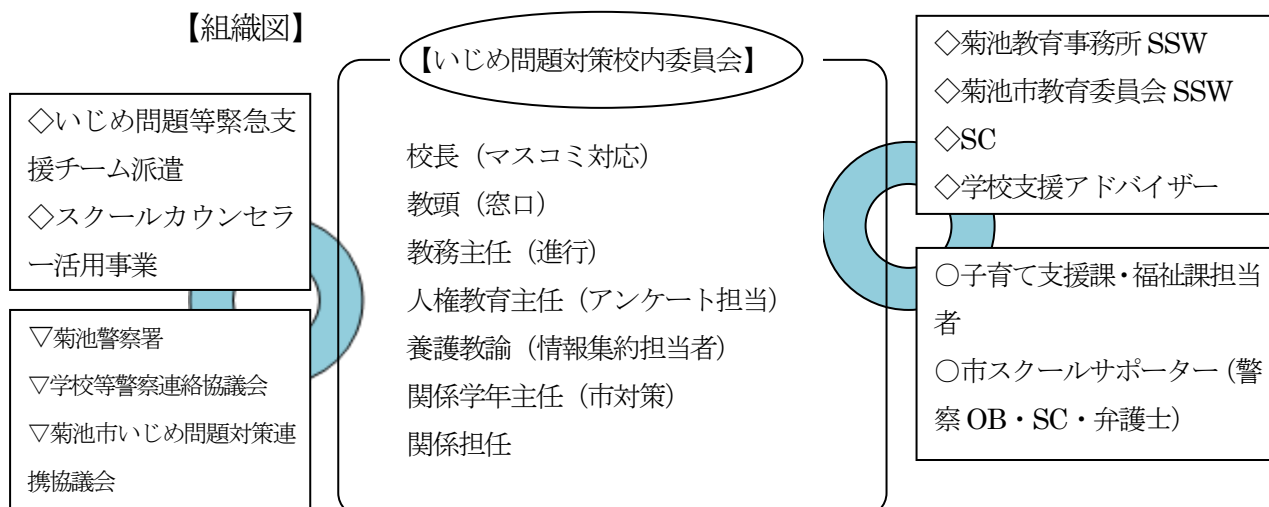
(1) いじめ問題対策校内委員会

学校組織の中に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策校内委員会（法第22条に規定。仮称。以下「校内委員会」。）

構成員は、校長、教頭、教務主任、人権教育主任、関係学年主任、養護教諭、関係担任等を基本とし、事案に応じて臨時に参加者を増やす。（心理・福祉に関する専門的な知識を有するもの：家庭教育相談員等教育委員会職員、菊池市子育て支援課、菊池市スクールサポーター、菊池教育事務所 SSW・菊池市教育委員会 SSW、SC）。

- 学校基本方針の策定を行う。学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を行うための組織対応の協議を行う。
- 集められた情報を、個別の児童（生徒）ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

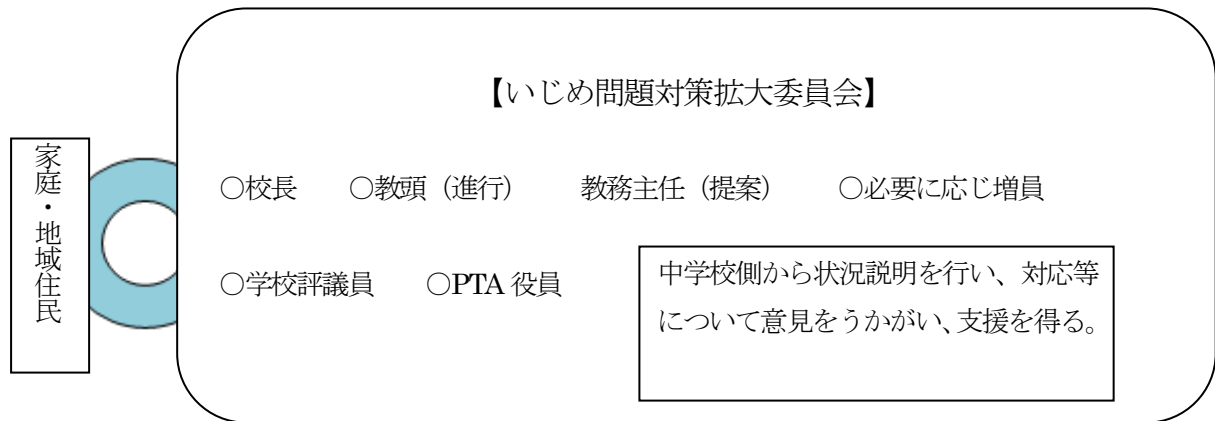
【組織図】



(2) いじめ問題対策拡大委員会

学校組織の中に、校内委員会に学校運営協議会等の組織を加え、年間3回程度の、拡大委員会を開き、地域住民や家庭と連携につながる取組を行う（進捗状況の説明、広報活動、意見交換等）。

【組織図】（校内委員会と学校評議員会等との関係）



(3) 熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連携協議会との連携

法第14条第1項の規定による熊本県いじめ問題連絡協議会や菊池市いじめる。

(4) いじめ防止等のための取組

① いじめの防止

- 生徒が、地域や家庭との共通理解のもと、地域住民による学校支援活動（学校応援団の活用）を通して様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を設けることで、他者理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、学校評議員会を通じて地域と組織的に連携・協働していく。
- 生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動する活動を通して、コミュニケーション能力の向上及び他者への思いやりの心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことにもあるという認識を持つ。特に、体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうる認識に立ち、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- 教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図るため、県立教育センター等での研修を積極的に活用する。
- 「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を

通して、生徒会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。

- 保護者が、子どもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援」条例の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動や家庭教育の支援を行う。
- 熊本県少年保護育成条例に基づき、18歳未満の生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNS等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。
- 道徳教育、人権教育及び体験活動を充実させるとともに、「子どもの居場所づくり推進テーブル」4つの視点（人間関係・信頼関係・一致団結・連携協働）に基づく生徒指導の計画的実施に努める。
- 熊本の心「助け合い、励ましあい、志高く」を大切にし、健全な青少年を育成するための風土づくりに努める。また、菊池市青少年健全育成市民会議との連携に努める。

② いじめの早期発見

- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、生活日記や班日記等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実し、いじめの早期発見に努める。
- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- PTAや地域の関係団体（校区人権啓発推進会議等）との連携促進、学校評議員会、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有を図る。
- 「熊本県子どもいじめ相談電話」や県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関の周知を徹底する。

③ いじめへの対処

- 生徒等からいじめに係る相談を受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒等に係るいじめの事実の有無の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する（法第23条2項）。
- いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめ

を知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめられたとされる生徒に対して事情を確認する。また、いじめを行った生徒については、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理・福祉に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ関係生徒・保護者に対する支援と助言を継続的に行う（法第 23 条 3 項、4 項、5 項）。

- 関係者の事実確認には校内委員会を中心に組織的な対応を行う。また、家庭訪問や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を早急に行う。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互間の連携・協力体制をとり、いじめの解決にあたる。また、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて日頃からの連携・協力体制を構築しておく。
- インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、ネットパトロール等の結果を確認しながら、フェイスブックやライン等の危険性をしっかりと生徒や保護者に伝える（年間計画に位置づける）。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行う（法第 23 条 6 項）よう、警察との連携・協力体制を普段から整えておく。
- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理科するなど、教育低配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

④ その他の取組

- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- 熊本県子ども人権フェスティバル等への参加や市人権フェスティバル（地域や学校独自の人権集会）等における生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる。
- 学校改革を進め、教職員が生徒と向き合う時間を確保し、子どもの変化に迅速に対応することができるようにする。

2 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

○生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発病した場合

法第28号第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事案に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態が発生した場合は、その事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体となっ

て行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体（学校又は教育委員会）と、並行して行われる調査主体（市長部局）とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心になって行い、収集した資料に基づく分析及び追跡調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

エ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

教育委員会が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置する附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。（直接の人間関係又は利害関係を有するものを除く）

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、そこでは迅速性に欠ける恐れがあるため、第22条に基づき学校に必ず置かれていることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因をなったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生ん

だ背景事象や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応した等の事実関係を、可能な限り事実関係を速やかに調査すべきである。

A いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う等が考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害させることのないよう配慮する等）。

B いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年度3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

○調査にあたり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な真情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案。

○詳しい調査を行うにあたり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要。

○調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案

の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会から推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約も下でできる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会の適切な対応が求められる。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階では情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

○重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会や学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査

に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

本校の基本方針策定から、3年の経過を目処として、適切に機能しているかどうかについて基本方針の見直しを検討する。

2 基本方針策定状況の公表

学校基本方針策定後、速やかに、いじめ問題対策拡大委員会を開催し、保護者や地域に対する公表等の啓発活動を行う。

3 熊本県教育委員会との連携

学校で重大事対等が発生した場合、菊池市教育委員会を通して、外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請する。